

Q 13 今回の学習指導要領改訂の特色の一つとして、「総合的な学習の時間」が新設されたそうですが、抽象的でどのような時間なのか分かりません。具体的にどのような授業が行われるのでしょうか？

A 「総合的な学習の時間」は、各学校が創意工夫して学校ごとに教える内容を決めて行う授業です。

この時間は、

地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うことができる時間

国際理解、情報、環境、福祉・健康など（決してこれらに限られるわけではありませんが）従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行うことができる時間

として新しく設けられるもので、子どもたちが各教科等の学習で得た個々の知識を結び付け、総合的に働かせることができるようにすることを目指しています。

ここでは、知識を教え込む授業ではなく、

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考える力を育成すること
情報の集め方、調べ方、まとめ方などの学び方や調べ方を身に付けること

をねらいとした授業が展開されます。

具体的な学習活動としては、自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など、体験的な学習や問題解決的な学習が積極的に取り入れられます。

また、ある課題に対して興味・関心別にグループを編成したり、異年齢の子どもたちが一緒に活動したり、さらには個人研究を行ったりするなど多様な形での学習が行われます。

さらに、保護者をはじめ地域の専門家や留学生など学校の先生以外の人たちの協力を得たり、地域の図書館や博物館、企業や工場、川や山などの施設や自然を積極的に生かした学習も行われます。



図書館でのグループによる調べ学習



地域の人々の参加による授業